

# 令和2年度 法人事業総括報告

## 1. 事業実施状況及び特記事項（理事長・業務執行理事の職務執行状況）

### ○ 令和2年度職員辞令交付式

・令和2年4月1日

場 所 : フォーレスト

対象職員 : 新卒（高卒：2名 養護学校卒：1名）

参加者 : 茅野常務理事・佐々木法人事務局長

岩佐介護部門長・松本障がい部門長・古田フォーレスト管理責任者

### ○ 理事・評議員会開催

#### ◎ 理事会

・令和2年6月3日（決議があったものとみなされた日）

※「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」（令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策として、感染拡大を抑制する観点から理事会の決議を省略し、以下の議案を理事長より提案し、全理事の書面による同意の意思表示及び全監事からの異議がない旨の申し出を得て、理事会の決議を省略し、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした。

議案 1. 令和1年度事業報告

2. 令和1年度収支決算報告

3. 令和1年度期監事監査結果報告

4. ともがき事業転換に係る施設整備計画（整備概要、入札、予算）

5. フォーレスト非常用発電設備設置に係る入札について

6. 定時評議員会提出議案

・令和2年8月12日（決議があったものとみなされた日）

※「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」（令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策として、感染拡大を抑制する観点から理事会の決議を省略し、以下の議案を理事長より提案し、全理事の書面による同意の意思表示及び全監事からの異議がない旨の申し出を得て、理事会の決議を省略し、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした。

議案 1. ちいさがた福祉会定款の改正

2. ともがき事業転換に係る施設整備計画進捗状況報告

3. フォーレスト非常用発電設備設置報告

4. 評議員退任及び評議員選任・解任委員会の開催

5. 評議員会提出議案

・令和2年11月28日

主な議案・報告事項

令和2年度上期事業・収支報告

理事長・常務理事（業務執行理事）の職務執行状況

・令和3年3月27日

主な議案・報告事項

令和2年度収支予算書補正案

令和3年度法人事業計画案・収支予算案

令和3年度こころ事業計画案・収支予算案

令和3年度フォーレスト事業計画案・収支予算案

令和3年度小規模多機能型居宅介護事業所事業計画案・収支予算案

令和3年度在宅支援センター事業計画案・収支予算案

令和3年度さんらいずホール事業計画案・収支予算案

任期満了による理事・監事等役員選任候補者の決定

任期満了による評議員選任・解任委員の選任

任期満了による評議員選任候補者の推薦

評議員選任・解任委員会開催及び決議の省略

理事長・常務理事（業務執行理事）の職務執行状況

#### ◎評議員会

・令和2年6月20日（決議があったものとみなされた日）

定時評議員会

※「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」（令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策として、感染拡大を抑制する観点から評議員会の決議を省略し、以下の議案を理事長より提案し、全評議員の書面による同意の意思表示を得て、評議員会の決議を省略し、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなした。

議案 1.令和1年度事業報告

2.令和1年度収支決算報告

3.令和1年度期監事監査結果報告

・令和2年8月19日（決議があったものとみなされた日）

評議員会

※「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」（令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策として、感染拡大を抑制する観点から評議員会の決議を省略し、以下の議案を理事長より提案し、全



評議員の書面による同意の意思表示を得て、評議員会の決議を省略し、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなした。

- 議案 1.ちいさがた福社会定款の改正  
2.ともがき事業転換に係る施設整備計画進捗状況報告

### ○ 令和元年度期監事監査実施

・横沢 正・矢幡嘉幸両監事により、令和2年5月22日、本部・こころ・フォーレスト・さんらいずホール、ナナーラ・ともがきの令和元年度事業及び決算内容、理事の職務執行状況について監査が行われる。

### ○ 令和2年度正職登用試験実施

- ・試験日 令和2年6月24日
- ・試験内容 作文・面接
- ・受験者 3名 合格者 3名

### ○ 全体職員会参加

令和元年度、法人全体の事業総括及び決算概況説明と各施設毎の事業報告のための職員会に参加する。

- ・令和2年6月5日 こころデイサービス
- 令和2年6月10日 こころ（えぼしユニット）
- 令和2年6月17日 こころ（浅間ユニット）
- 令和2年6月24日 こころ（湯の丸ユニット）
- 令和2年6月26日 フォーレスト
- 令和2年7月7日 さんらいずホール

令和2年11月26日 さんらいずホール

※会議内容 障がい部門全職員対象に、令和2年度上期経営収支状況の説明、令和3年度障がい部門の事業方向性及び年度内取組として、ナナーラ事業の整理（後述の「障がい部門事業の整理及び今後の取り組み」参照）について説明。

### ○ 人財育成

・平成29年度後半より人材の育成、再教育について職員個別面談、職員研修を委託している小林茂夫施設運営・人材育成アドバイザーについては、新型コロナウイルス感染予防対策として実施している入居者家族の面会制限、県外在住者との接触自粛等に合わせて、今年3月～9月まで来訪を見合わせて頂き、電話、オンラインによるリモート会議ツールを利用したリモート面談を依頼する。9月中旬～10月初旬に来訪による職員個別面談、職員研修、各種会議でのアドバイス等を頂く。引き続き、オンラインリモートによる指導を継続依頼中。



## ○ 法人運営執行会の始動

法人一本化を合言葉に組織・機構改革に着手し、改革3年目の令和2年度の事業方針で年度当初に掲げた「再生から創生へ」で、部門制の組織体制として「介護部門」「障がい部門」を創設し、法人事業運営を2部門体制で推進する手始めに、週1回開催される法人運営会（構成員：理事長、常務理事、法人事務局長）での決定事項を各施設へ運営方針として具体的に示す（事業計画立案、執行・推進状況確認、法人幹部会、部門運営会からの報告及び課題等の検討）機関として設置した「法人運営執行会」（構成員：常務理事、法人事務局長、介護部門長、障がい部門長）は、年度当初は新型コロナウイルス感染症対策が協議事項のほとんどであったが、7月（週1回）より正式に事業運営協議を主とする会として始動する。前年度に多発した「人」＝職員についての問題については、小林施設運営・人材育成アドバイザーの指導を受けながら、両部門長による管理強化による対応が図られており、本業の事業運営を検討する組織体制が整いつつある。事業組織体制として、居宅介護支援事業所こころ・小規模多機能型居宅介護事業所和光から構成される在宅支援センターは、小規模多機能型居宅介護事業所・住宅型有料老人ホームともがきの事業開始により、在宅福祉、地域発信を担う事業部としてあらたなスタートを切るが、「こころ」「フォーレスト」「在宅支援センター」からなる介護部門と障がい部門の2部門体制による本当の意味での高齢、障がいの両輪事業展開を目指して行くものである。

## ○ 職員採用関係

長野大学の現役就活生が作るインターネットの求人サイト「めくろうワークス」への新卒、中途採用職員の採用募集記事掲載、㈱リクルートキャリアの「リクナビ」への新卒、中途採用職員の採用募集登録等、インターネットを利用した採用を継続展開中。

## ○ 法人外部研修

介護職員の離職の要因の一つとして、現在自分が行っている仕事に自信が持てないことがあげられる。自分の介護技術のレベルが分からない、根拠に基づいたケアではない、教えられたとおりにやるだけ等、福祉の仕事に対してのやる気を見いだせないことが原因と考えられる。2021年度の報酬改定では、介護報酬の基本単価は下げられ、アウトカム評価（結果に対する評価）により算定される加算という形の改定が予想される。利用者個々のケアプランのアセスメントに職員が関わることとなり、今まで以上に根拠に基づいた介護技術の習得が求められる。前年度に引き続き、指導者クラスの介護の質の標準化・向上を図るため、地域ケア総合研究所より講師として、須江祐子氏を招聘し、主任・リーダー以上を対象に、前年度の研修結果の最終テストを実施中。テスト後は合格した職員が講師となり、部下指導を行うことにより、職員採用が困難な状況を鑑み、少人数でも職員一人一人が同一の基準に基づいた技術を習得し、能力を発揮して効率的なケアができることを目指して行く。

## ○ 特定処遇改善加算手当の支給

既に取得済みである介護職員処遇改善加算の上乗せとして、昨年10月より、経験・技能のある介護職員に対し、さらなる処遇改善を図るという国の方針から、「介護職員特定処遇改善加算」がスタートした。介護職員処遇改善加算の取得要件である、介護職員の資質向上の一環として導入されたキャリア段位制

度（職務を遂行する上で必要な能力について、習熟度に応じて段位を認定する制度）、人事考課制度の導入に加えて、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠とすることで、以下の条件により、国が示す対象職員（加算手当支給対象）と、対象外となっているケアマネ職員（支給原資は法人負担）の法人全職員に支給をする。

○介護部門

- ①「経験・技能」 支給額 16,760 円/月  
・経験年数10年以上かつ、介護福祉士資格取得者
- ②「その他介護」 支給額 8,380 円/月  
・経験、技能にあたらぬその他の介護職員
- ③「その他」 支給額 4,190 円/月  
・役職者を除くその他職種（看護師、栄養士、事務員等）

○障害部門

- ①「経験・技能」 支給額 13,500 円/月  
・経験年数10年以上かつ、対象資格保持者（介護福祉士、社会福祉士、サピ管、保育士）
- ②「その他介護」 支給額 6,750 円/月  
・経験、技能にあたらぬその他の介護職員
- ③「その他」 支給額 3,375 円/月  
・役職者を除くその他職種（看護師、栄養士、事務員等）

※令和2年度分からは、10月給与より月額手当として支給予定。

○ デイサービスセンターともがきの事業再生

○小規模多機能型居宅介護事業

・定員

登録定員 : 18 人

通いサービス : 12 人

宿泊サービス : 5 人

・サービス形態

サテライト型（本体事業所：小規模多機能型居宅介護事業所和光）

・事業所設置理由

平成16年に通所介護事業所として事業を開始。通所介護事業のみならず、より地域密着型の事業展開を模索した結果、「通い」「宿泊」「訪問」3つのサービス提供が可能で、地域住民の生活様式、ニーズに合わせた支援を行うことを事業目的とする。又、広い建物のスペースを社会資源として地域住民に開放して行く予定。

・補助金

施設整備

東御市地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）令和元年度（令和2年度整備分）東御市  
指定地域密着型サービス等整備助成事業

補助金交付申請額 33,600,000円（令和2年5月1日付交付決定済み）

10月26日付補助金交付

#### 設備整備

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）令和2年度介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

補助金交付申請額 4,195,000円

※839千円/定員数（宿泊定員数：5名、申請対象経費：浴槽・家具・OA機器等）

11月補助金交付予定

### ○住宅型有料老人ホーム（住まい系事業）

・定員 8室9人

・設置理由

東御市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）で示されている東御市における介護保険事業の現状と今後の課題として、高齢化率は令和2年度には市内5圏域（田中・滋野・祢津・和・北御牧）全てで3割を超え、特にともがきの在する滋野地区は33.0%と北御牧の37.1%に次いで2番目に高いこと、高齢化と核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加している中で、介護付き有料老人ホームのニーズの増加が見込まれる一方で、市内では介護付き有料老人ホームは未整備であり、市からも住宅型有料老人ホームを含めて民間事業者の参入についての検討を進める必要ありと示されている。法人としては、介護付き有料老人ホームでは特養並の職員配置が必要となってしまうこと、居室の面積基準の縛り等勘案した場合、職員配置や居室面積基準が緩和されている住宅型有料老人ホームをともがきの空きスペースを活用した在宅介護の延長としての集合住宅として整備をするものである。家賃設定については、高齢者・障害者の幅広い利用を目的とし、家賃設定は低所得者でも利用出来る範囲として、月額家賃27,000円、月額共益費18,000円、食費1日3食1,500円、前払金無しを基本とする。

・補助金

無し。全額自己資金にて整備。

・事業申請関係

県に有料老人ホーム設置事前協議書提出、7月2日付受理。8月3日付設置届受理、10月1日付事業開始届提出。

### ○入札関係

令和元年度決算理事会議案書で報告済みのともがきの小規模多機能型居宅介護施設及び住宅型有料老人ホームの改築工事の入札結果は以下のとおり。

・入札日 令和2年6月29日

・落札業者 株式会社堀内組

・落札価格 69,500,000 円 (税別)

※令和2年6月30日付で、同社と工事請負契約を締結。

7月1日より工事開始となり、9月末完了引渡しを受け、11月1日からの事業開始に向け準備中。

## ○内覧会

令和2年10月25日 午前10時～午後3時

事前に市内全域に内覧会案内広告配布し、当日は来所者に対し、職員による施設案内、ケアマネによる相談会、利用申込みを受け付ける。

- ・来所者 36名 (市内28名 市外8名)
- ・マスコミ関係 エフエムとうみ、東信ジャーナル、信州民報3社による取材受ける。

## ○開所式

令和2年10月31日 午後1時30分～午後2時30分

新型コロナウイルス感染防止対策として県から示されている日常のすすめにとり、簡素化による式典のみの開所式とする。テープカットの後、茅野常務による開所までの事業報告、太田理事長挨拶、市長祝辞、柏原在宅支援センター長から小多機、住宅型有料の事業説明、山口管理責任者の挨拶による式典が行われる。式典終了後、施設内案内、フロントロビーにて野点による接待を行う。

- ・式典参加者 来賓：市長、福祉部長、福祉課長、社協会長、建設関係業者、地元区長、地主、利用者代表 合計 14名  
法人理事、評議員、監事 合計 14名
- ・マスコミ関係 上田ケーブルビジョンによる取材受ける。

終了後午後3時30分より、ともがき職員、ケアマネ職員、主査を中心に総勢27名参加による研修会を実施。10月21日の東御市民生児童委員会全体研修会で高齢者福祉部会向けに行ったともがき開設に合わせた研修材料より、地域の福祉の現状説明を岩佐介護部門長より、又、地域福祉を題材にした寸劇の様相を収めたdvdを鑑賞し、職員1人1人が感想及び今後に向けての抱負等発表し、茅野常務理事より施設の役割、医療との連携によるサービス体制等について総括が行われ、11月1日からの事業開始に向けての全職員の意思統一の場となる。

## ○フォーレスト 非常用発電設備設置に係る入札

### ○入札に至る経緯

令和元年10月13日の台風19号(東日本台風)により、フォーレストは、大雨により高圧受電設備(キュービクル)のボルト部分より浸水し、漏電により約2時間の停電が発生した。既設置の非常用自家発電機は非常通報装置等一部分のみ通電する小規模設備であったため、在宅酸素療法を必要とする入居者の装置への電源確保に苦慮した。被災状況を県に報告する中で、県より「地域介護・福祉空間整備等設備補助金」が示され、入居者・職員の生命と生活を守るため、又、市より非常災害

時の福祉避難所として指定を受けていることから補助対象事業として非常用自家発電設備の整備を計画した。

- ・入札日 令和2年6月29日
- ・落札業者 千曲電業株式会社
- ・落札価格 11,800,000円(税別)

※令和2年6月30日付で、同社と工事請負契約を締結。

9月末工事完了引渡しを受ける。

- ・補助金

令和2年4月22日付で「令和2年度(令和元年度予算繰越分)長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の内示を受ける。(内示額:7,739,000円)

令和3年3月補助金交付。

## ○ フォーレスト LED 照明改修工事

フォーレスト建物は築19年を経過し、電話、空調、照明設備等の老朽化が目立ってきており、設備によっては導入当時の部品の欠品によって故障の場合の修理が困難なケースも散見される現状である。照明設備についても、建設時に設置した器具が廃盤となり代用品で対応している。このような中で、業者より、LED照明設置によるコスト削減の提案があり、LED化による電気代の削減により、初期投資額が4年で回収出来る見込みであること、又、約10年前のLED化の見積額が30百万円、5年前が15百万円とLEDの需要増加により年々工事費が低下してきていること等を考慮した結果、LED導入を決定する。予算については、当初予算で電話機及びナースコールの入れ替え費用として約7.5百万円を計上していたところ、現段階で適当な機器が揃わないことを理由に保留になっていたものを、LED照明改修工事に変更したもので、下記のとおり3社からの見積合わせ(パルコスモ株はフォーレストの電力デマンドの見直しを行い、デマンド機設置に係った業者)によりほぼ当初予算額に見合う金額での工事が可能であることから、LED化を図ったものである。

※見積3社

- ・(有)関森電設 10,120,000円(税別)
- ・第四電設株 8,460,000円(税別)
- ・パルコスモ株 7,250,000円(税別)

以上より、パルコスモ株に設置工事を発注する。支払い資金については、フォーレスト建設資金借入金(年間償還額8,650千円)が来年2月に完済となること、今後も発生する建物本体の修繕等、中長期視野で見た場合、将来への費用負担繰り延べは得策ではないものと思料し、1年前倒しで一括払いとする。

## ○ 新型コロナウイルス感染予防対策

- ・令和2年2月25日、長野県から発信された長野県内第1号の陽性者発生を受け、法人健康部会構成員(常務理事、法人事務局長、各施設管理責任者、看護師、栄養士、主任、リーダー)による第1回目の新型コロナウイルス感染予防の対策会議を2月26日に緊急開催し、感染症予防対策委員会を設置する。2月25日に国から示された、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、以下の対応策を検




話し、即日実施する。

- ・家族 面会謝絶（制限）対応の継続（例年のインフルエンザ蔓延防止策として行っている期間限定の面会制限の当面の継続）による、外部からの感染経路の遮断。家族向けに電話、手紙による近況報告の実施。
- ・環境 居室内換気の徹底、消毒液の設置。
- ・備品 マスク、手袋、エプロン、消毒液、使い捨て食器等の備蓄状況の確認。
- ・職員 出勤前後の検温の実施。マスク使用、手洗い実施の徹底。不要・不急の外出自粛として、「自己管理ノート」に毎日の自分の健康状態（検温・咳・倦怠感等）、行動範囲（どこへ行ったか、誰と会ったか等）を全職員が記入する。県外への外出予定表の提出義務化。
- ・利用者（入居）  
体調確認（1日4回の検温実施）
- ・利用者（デイ・ショート）  
同居家族を含む、利用前日の体調確認。施設到着時、午睡明け2回の検温実施。  
利用者本人、家族による体調管理シートの記入（障がい）

・令和2年2月27日の政府からの全国の小中学校、高校、特別支援学校の休校措置要請に基づき、業務に従事する職員の内、対象児童を持つ保護者が休みを取りやすくなる環境の配慮を要請されたことより、職員配置上、通常のサービス提供が困難となることを想定して、通所サービス利用者向けに個別機能訓練、入浴が状況に応じて実施できなくなる場合があること、営業時間を短縮する場合があること。以上の内容を面会謝絶の継続、業務制限として2月25、28日付文書にて利用者及び家族向けに通知する。

以上の対応を実施する上で、職員に対し、常務理事より毎週発信されている「連絡版」にて、社会福祉法人として使命を果たすため、非常事態になった場合でも社会的最後の砦（施設）として、その任に当たる職員の雇用を確保すること、万一、感染の当事者となっても職員としての人権と給与を保証することを法人対応として全職員に周知する。

・令和2年4月8日、上田市在住の陽性者発生を受けて、この陽性者が勤務する会社にパンの訪問販売業務を行っている就労継続B型事業所の配置職員5名に対する1週間の自宅待機（給与保障）を指示する。上田市の障害者施設数施設の事業休止措置決定を受けて、さんらいずホールも同様に、発生翌日より、上田市内からの通所利用者受け入れ自粛措置を行う。3月に千葉県東庄町の知的障害者施設（社会福祉法人さざんか会北総育成園：入所者70名、短期入所・通所者12名、職員67名 船橋市の指定管理者制度導入施設）で発生したクラスターで入所者、職員合わせて121名の感染とほぼ全員の感染が確認され、内、入院者8名、死亡者2名となった事例では、発症者の入院管理は困難なことから施設内での対応となり、県の要請から複数の医師が交代で施設に入っの回診及び入所者の日常ケアについては同一法人の別施設や、市の設置施設であることから市からの応援職員の派遣により対応すると言った、同じ福祉事業を展開する社会福祉法人として非常事態時の対応を迫られる事例を目の当たりにし、「命を守る」ことを最優先と判断し、4月7日政府から発出の緊急事態宣言を受けての長野県「感染対策強化期間」（令和2年4月11日～令和2年4月22日）中の通所事業（さんらいずホール就労移行支援・就労継続B型・自立訓練



生活訓練、らくどう就労継続B型、くらは就労継続B型、ナナーラ生活介護)、短期入所の利用休止を決定。その後、4月16日に全国緊急事態宣言が発出され、解除となる5月7日までの4月23日～5月6日まで休止期間を延長する。休止期間中の対応として、全利用者の在宅状況を全て個別に確認した上で、相談体制確保として、利用者個人宅への訪問、自宅で出来る仕事を提供するための個別対応や、東御市より委託されている庁舎の清掃業務については職員が出勤前の早朝清掃を行う等、休止期間中極力、利用者、家族、業務受託企業への影響を最小限とすべく対応を行う。

- ・長引く家族の面会制限継続に対し、スマートフォンを利用したLINEによるビデオ通話を開設する。

- ・今回の新型コロナウイルス感染により法人として認識をあらたにした「いのちを守ること」を最優先とすることを踏まえて、感染防衛策の1つとして、「自らを知る」ために、全職員及び特養入所者、グループホーム入所者を対象に抗体検査(費用負担全額法人)を6月に実施する。結果について、嘱託医を通じて連絡のあった陽性反応のあった一部の職員については、PCR検査の結果、陰性が確認された。

- ・感染症予防対策委員会による編纂で、各施設毎に新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成する。同時に、7月22日に佐久総合病院感染管理認定看護師の中澤友也氏を招聘し、新型コロナウイルス感染症対策について研修会を開催する。

- ・感染症対策マニュアルの確認及び各施設毎の予防対策状況の確認、施設内感染発生時の対応等について外部指導として、社会医療法人抱生会丸の内病院顧問看護部部長の加藤祐美子氏(元信州大学医学部付属病院看護副部長、感染症認定看護師)を招聘し、高齢者介護、障がい者支援の現場を看護師の視点から医療的なアドバイスを受けて、今後活かして行く予定である。

- ・大都市を中心とした第2波を予兆させる感染拡大を受け、障がい部門より拡大に伴う対応についてとして、利用者及び同居家族の県外移動者に対して、体調変化がないことを確認出来るまでの期間の通所サービス利用自粛を促す案内を7月下旬に送付。

- ・8月4日付、佐久圏域、上田圏域に発令された警報及び感染警戒レベルの3への引き上げを受け、高齢者部門より、一部解除となっていた面会の9月30日までの中止(代替えとしてLINEによるビデオ通話対応)を案内する。

- ・厚労省8月7日発「高齢者施設による新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について」を受け、高齢者部門で、特養本入所者(グループホーム小多機和光含む)及び新規ショートステイ利用者、新規入職職員のPCR検査実施(費用全額施設負担)を決定。

- ・9月14日付、上田圏域感染警戒レベルの3から2への引き下げ、9月16日付、長野県全域の警戒レベル1への引き下げから沈静化傾向であること及び入所者、職員のPCR検査実施を踏まえて、10月12日か

ら条件付（1日あたり4組、面会時間30分、週1回）の面会制限の一部解除をするが、全国的に都市部を中心とした感染拡大傾向とインフルエンザ流行期到来を見据え、再度、11月以降原則的に面会制限の継続を決める。

・長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として県より提示された、職員に対する慰労金支給（サービス事業所等で通算して10日以上勤務した者に対し一律5万円/人）、感染症対策支援事業経費補助の申請を行なう。

・12月14日、法人本部フォーレスト内に、「ちいさがた福社会感染症対策本部」を設置。対策本部の設置は本来、感染者が発生した時に義務付けられているが、第3波拡大を受け、あらためての危機管理徹底の意味合いから事前設置を決める。本部業務として、法人内事業所全ての利用者、職員の健康状態について、毎日午後12時までに報告を受け、異常者の一覧表作成によるチェック、近隣地域の発生状況、情報の集約等を行い、日々の予防対策を行う。年末に、法人運営会議にて法人全職員対象の抗原、PCR検査実施を決め、対策本部から全職員に「法人の使命としていのちを守る事を最優先とし、職員を守る事が利用者を守る事と信じて」と告知を行い、職員の危機管理意識の再徹底を行う。令和3年1月8日より抗原検査を開始する。同日、検査について信濃毎日新聞、信州民報の取材を受ける。（2社共に1月9日付朝刊に掲載）。1月20日、東信ジャーナルの取材受ける。

・1月7日、1都3県への緊急事態宣言発令を受け、1月8日に法人内リーダー職以上職員を感染症対策本部に集め、対策本部発信告知として以下事項の全職員への周知を指示する。

- ①不要不急の外出、移動の自粛
- ②感染対策の徹底継続（健康チェック、記録等）
- ③抗原検査実施について（再告知）
- ④抗原検査の定期継続
- ⑤抗原検査結果に対する取扱い（家族を含む職員を法人職員として守ること）
- ⑥職員の安全、人権を守るための確約と職員に対しては、法人使命に従い指示に従うことの要請
- ⑦緊急事態時の必要経費（衣食住）の法人全額負担

・1月8日、給食業務委託先のデリックちくまより、特養こころ厨房業務従事社員同居家族の検査陽性による同社員の濃厚接触者指定の連絡（1月9日検査、10日陽性判定）を受け、1月9日朝食より厨房機能を停止、デリックちくま長野工場からの弁当直送に切り替え、1月23日までの15日間の厨房業務停止とする。濃厚接触者指定はないが万全を期すため、こころ管理栄養士1名について自宅待機を指示し、10日に検査実施し結果陰性となる。8日にデリックちくま社員による厨房エリア消毒を行い、12日に専門業者による消毒を実施。15日にデリックちくま社員5名の検査結果陰性を受け、18日より通常食事提供業務の再開を決定する。こころデイサービス、ショートステイサービスは、感染経路が厨房社員の家族で明確であること、同社員が通常業務の中で職員、利用者と長時間接触する事が乏しい事から事業継続とする。

・1月10日、近隣施設である社会福祉法人みまき福祉会職員1名の陽性者発生連絡を受け、11日、感染症対策本部にて緊急会議を開催し法人内現状を再確認する。


・1月11日、法人ホームページに、給食業務委託先のデリックちくま社員で特養こころ厨房業務従事社員1名の陽性者発生、経緯及び今後の対応策について掲載。15日、法人職員、デリックちくま社員全員の検査結果陰性と食事提供業務の再開及び今回の事象に先がけて、8日より法人全職員を対象に抗原検査実施について掲載。

・1月15日、職員の抗原検査の結果、擬陽性判定の職員のPCR検査を実施（家族については16日実施）。検査結果が判明するまでの間、翌16日のデイサービス及びショート新規受け入れの休止について、利用者及び担当ケアマネに連絡。フロア等塩素消毒実施。16日、幹部職員、デイ職員に対し、常務理事より、事前の抗原検査結果より当該一部職員以外は陰性で安心、安全が確保されているため、守るべきは利用者であることを周知し、検査結果判明前の段階で、デイ利用休止に伴うショート利用移行必要者3名のPCR検査を実施し、ショート受け入れ準備を進めると同時に、結果にかかわらず、1/16～1/24までの間、デイサービスの休止、ショート受け入れ休止を対策本部で決定する。デイ利用者に対して、個々のケースを確認し、休止中に必要な配食等のサービス提供を確認し、利用者及び担当ケアマネに通知する。同日夕方、擬陽性判定職員のPCR検査結果陰性の報告を受け、保健所への報告確認を行う中で、デイサービス事業再開に懸念される事象がないことが確認されたことから、感染症対策本部にて休止措置を解除し、18日より通常業務再開を決定、関係先との調整を行う。16日の利用休止対応を図った利用者28名に対し、デイ職員が休止に至った経緯説明及び18日からの事業再開について自宅訪問により行う。擬陽性者発生から事業再開までの経緯について法人ホームページに掲載する。

・1月19日、感染症対策本部より、感染対策行動規制確認事項として、職場及び家庭における防止策の再徹底を図る注意喚起文書が発せられる。

・1月21日、さんらいずホール企画の感染予防研修に法人各施設よりリモート参加し、厚労省発の「事業所職員のための感染症マニュアル」に基づき、小山看護師が講師となり解説。その後、「自部署の感染対策について出来ていること、いないこと、今後取り組むべき感染対策」をテーマとしたグループワークを行う。

・1月27日、住宅型有料老人ホームともがき入居者で、ナナーラ生活介護、フォーレストデイサービス利用者1名の体調不良によるPCR検査結果陽性を受け、翌28日に上田保健所による立ち合い、聞き取り調査により、保健所の指導、指示により、ナナーラ生活介護、短期入所、フォーレストデイ通所、短期入所、小多機ともがき通所、短期入所の各事業を28日から当面2週間の事業休止とする。保健所による感染経路の特定に合わせ、職員、利用者のPCR検査の実施を決める。職員、利用者共に、濃厚接触者を確定させ、濃厚接触者と判定された利用者及びさんらいずホール、ともがき、フォーレスト職員を保健



所検査、その他全職員は自主検査として東御記念セントラルクリニック検査として 29 日より順次行う。当該利用者については 29 日に入院となる。事業休止となる全ての通所系事業について、利用者への電話による体調等含めた安否確認を行い記録に残すことを確認する。

・1月29日、職員（厨房等外部委託先職員含む）（保健所：137名、自主検査：114名）251名、ともがき・フォーレストデイ利用者44名のPCR検査実施。翌30日、住宅型有料老人ホームともがき入居者1名（他事業所のサービス利用は無し）及びともがき職員1名の陽性判明。午後、上田保健所立ち合いによるとともがき施設内ゾーニング指導を受け、感染拡大防止策を図る。法人ホームページに第2報として掲載する。30日時点で、上記2名以外の職員・利用者の保健所検査、自主検査共に陰性結果を確認する。陽性の利用者1名、職員1名については31日に入院となる。

・2月1日、ナナーラ利用者26名PCR検査実施。3名の陽性判明。ナナーラおやつ工房事業を停止し、法人感染症対策本部をともがきからナナーラに移行し、再度のナナーラ全館の消毒作業実施。陽性判明利用者の今後の対応及び生活介護事業休止中の他利用者への代替えサービス提供の検討を行う。小林施設運営・人材育成アドバイザーのリモートによる、こころ、フォーレストの介護部門の感染予防策、予防体制の再確認・徹底強化を行う。

・2月3日、ともがき利用者、職員の保健所によるPCR検査実施。上田保健所指導のもと、法人職員及び東御市福祉援護係職員立ち合いにて、信州上田医療センター感染管理認定看護師による、ともがき、ナナーラの現地視察による感染防止対策についての指示、指導を受ける。ナナーラ生活介護事業休止中のPCR検査陰性が確認された個々の利用者の代替えサービス実施について、上田保健所指導を受け、市福祉援護係と協議の上、感染拡大防止の観点からリスク回避のため、場所を移してのサービス実施は行わず、電話による状況確認にとどめ、必要に応じて個々の対応を図ることとする。

法人感染症対策本部の組織について、あらためて法人業務執行理事兼対策本部長として茅野常務理事統括のもと、介護部門としてともがきの感染拡大防止、障がい部門としてナナーラの感染拡大防止及びこころ・フォーレストの感染予防を主目的とした組織付けを行い、役職者を中心としたそれぞれの職務分担を明確にする。小林施設運営・人材育成アドバイザー指導のもと、フォーレスト作成の「感染症具体策マニュアル」に基づき、こころ、フォーレスト合同会議を実施し、予防・防止対策の法人内統一を図る。

・2月4日、ともがき利用者、職員の保健所によるPCR検査結果、全員陰性を確認。フォーレストデイ利用者、職員の2回目のPCR自主検査を行う。職員向けに対策本部からのお知らせとして利用者、職員の陽性者発生及び人権擁護の再確認を全職員に促すと共に、感染に係る自宅待機、罹患職員の給与保障について、休職期間中の要勤務日の特別休暇付与及び賃金全額支給についての特別措置による内規を制定する。感染者発生による事業休止中のナナーラショートステイ利用者3名（休止措置以前からの入所者）について、保健所確認のもとにグループホーム円居、やわらぎへ居所を移し、事業再開までの間、ナナーラ建物内での全ての事業を閉鎖する。又、生活介護事業再開に向けて、密な状態を避けてのサービス提供が可能となるよう環境整備を行う。



・2月5日、法人幹部会により、フォーレストデイ、ナナーラ事業再開に向けての方策、こころ、フォーレスト、和光への感染拡大防止策の対応状況確認、検討を行う。フォーレストデイ利用者、職員の2回目のPCR自主検査結果、全員陰性を確認。フォーレストデイ利用者（濃厚接触利用者5名含む）、職員1名のPCR自主検査実施。

・2月6日、フォーレストデイ利用者（濃厚接触利用者5名含む）、職員の自主検査結果で、全員の陰性を確認（利用者1名については数値の関係から再検の結果）。法人ホームページに第4報として、2/8からのフォーレストデイ及びショート事業再開について掲載する。保健所による、ともがき・ナナーラの濃厚接触職員7名（全員自宅待機中）のPCR検査実施。

・2月7日、ともがき・ナナーラの濃厚接触職員7名（全員自宅待機中）の保健所のPCR検査結果、全員陰性を確認する。

・2月8日、ともがき利用者（デイ以外）、職員の保健所のPCR検査、ナナーラ職員2名の自主検査を行う。本日より、フォーレストデイ及びショートステイ事業再開。デイについて、2月13日までの期間限定で、利用者を入浴+弁当と訓練+弁当の選択性で半日毎の入れ替えとし、極力人の集中を避け、食事等テーブル着席時や送迎時の車内の配席等、密にならない体制を考慮した対応を図る。

・2月9日、ともがき利用者（デイ以外）、職員の保健所のPCR検査、ナナーラ職員2名の自主検査結果、全員陰性を確認する。法人ホームページに第5報として、2/11からのナナーラ生活介護、短期入所事業、2/14からのともがき通所、短期入所事業再開について掲載する。

・2月10日、ともがき職員会議開催し、14日からの事業再開に向けて、送迎車輛、食堂等の密を避けた座席、配置の確認、利用者個々の対応策、感染予防対策の再徹底を図る。11日からの事業再開に向けて、ナナーラ職員会を開催し、感染予防対策として、認定看護師による指導の再確認、生活介護利用者の受入れ時の職員行動実地シュミレーション（利用者の手洗い、手指消毒）、短期入所の継続利用者2名のグループホームへの一時転居とそれに伴う職員体制の変更等説明する。

・2月12日、法人本部として、市福祉課へ今回の事案についての経過説明及び事業再開報告を行う。

・2月22日、法人ホームページに第6報掲載。（事実上終息宣言）

・3月25日、感染症予防対策委員会開催。法人内コロナ発生の教訓を活かした最新版の「感染症予防対策マニュアル」を事業所単位毎で作成を決定する。

・3月25日、東御市より「新型コロナウイルス感染症検査補助金」として、PCR検査、抗原検査の自主検

査分補助金 2,120 千円が交付される。(令和3年1月抗原検査からコロナ発生によるPCR検査までの検査費用総額 6,320 千円)

・3月29日より4月6日まで、2回目の抗原定量検査を法人全職員対象に実施。全職員の陰性を確認。

・4月9日、法人ホームページに検査結果掲載

・新型コロナウイルスワクチン接種について、4月19日からの開始に向け、特養こころ、特養フォーレスト、グループホームフォーレスト、小多機和光・ともがき、有老ともがき入所者、利用者向けに案内等準備開始

・4月19日ワクチン接種開始 ホームページに開始にあたっての謝礼文掲載

#### ※コロナ関連補助金受領明細

	・こころ	・フォーレスト	・さんらいずホール
・東御市検査費用補助	405,000 円	1,659,000 円	458,000 円
・長野県感染症対策支援事業経費	5,152,000 円	5,621,000 円	3,447,000 円
・東御市飲食事業者等緊急支援			300,000 円
合 計	5,557,000 円	7,280,000 円	4,205,000 円

#### ○ 令和2年度新卒採用試験実施

・令和2年10月20日 高卒者2名実施 10月21日付内定

#### ○ 東御市民生児童委員協議会全体研修会への参加

東御市民生児童委員会より依頼を受け、地元の福祉施設を知る機会として、高齢者福祉部会、障がい者福祉部会の両部会に対し、以下内容の研修会を総合福祉センターにて実施し、ともがきの開所に合わせ、法人在宅支援センターとして地域に向けて情報発信をする機会となる。

・高齢者福祉部会

令和2年10月21日 民生児童委員 25名参加

参加職員

・茅野常務理事、佐々木法人事務局長、岩佐介護部門長

柏原在宅支援センター長以下介護相談室こころ職員6名

※小規模多機能型居宅介護事業所・住宅型有料老人ホームともがき開設に向けて、地域の福祉の現状説明と地域福祉を題材にした寸劇を介援隊の歌と共に発表。

・障がい者福祉部会

令和2年10月22日 民生児童委員 25名参加

#### 参加職員

・茅野常務理事、松本障がい部門長、岩佐介護部門長

※開所20年のさんらいずホールの事業内容及び事業編成によるあらたなスタートの紹介

#### ○ 「介護・障がい何でも相談室」開設

国の示す地域包括ケアシステム（高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築）構想に基づき、法人の強みである医療と福祉、介護と障がいそれぞれの分野の相談窓口を一つとし、市内田中商店街に位置する在宅支援センターこころ内に相談室を開設する。

#### ○ 法人給食部会の取り組み

専門職として各施設単位で個々で仕事をしている栄養士について、食を法人全体で考えて行くことを目的として、前年度より取り組みを開始した法人内栄養士4名と常務理事、法人事務局長を構成員とした「法人給食部会」を月1回の定例会として開催する。旧ちいさがたの家から障がい福祉サービス事業所ナナラとして事業転換を行い、補助金事業として開始した「おやつ工房」について、介護部門特養こころ・特養フォーレスト等の入所者への手作りのおやつ提供といった利用者の就労支援が、旧体制下で本来の利用者のための事業から職員がほとんどの作業を行うという事業目的を逸脱してしまった反省点から、献立から作成まで法人内全栄養士が関わり、利用者も一緒に行う事業として事業再生に取り組んだ。又、こころ・フォーレスト・ともがき・ナナラ・さんらいずホールの5か所に分散していた厨房外部委託業務について、ともがきの事業転換を機に、こころ・フォーレスト・ともがきの3か所に集約し、特に広いスペースを持て余していたともがき厨房の有効活用として、障がい部門の食事提供業務をともがき厨房に移転させることにより、障がい部門の給食業務委託費の前年度対比4百万円の削減及び省略化に繋がっている。

#### ○ 第8期介護保険事業計画に向けた法人事業の取り組み

第8期（令和3年度～令和5年度）長野県高齢者プラン施設整備計画として県より示された、地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）メニューとして、過去第7期までは箱物を主体とした施設整備に係る補助金事業が主であったが、第8期計画では、介護離職率ゼロのための量的拡充（大規模修繕・耐震化整備、介護職員の宿舍施設整備）、介護サービスの質の向上（大規模修繕にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援、特養併設ショート多床室のプライバシー保護改修支援、看取り環境整備推進、障害者と高齢者が地域において自立した日常生活が営むことができるような共生型サービス事業所の整備推進）等、第7期までの施設整備を中心とした量的拡大から事業統合、ソフト面として職員確保、維持等事業継続のための質へ移行したものとなっている。

別紙、「法人補助金事業推移及び計画期別経営状況」は、介護部門では、旧ちいさがたの家の増床、移転、新築として特養こころ施設整備を行った介護保険事業計画第5期（平成24年度～平成26年度）から第7期（平成30年度～令和2年度）までの補助金事業内容、資金調達状況と、各期の経営状況として年度別の





総収入額、人件費、益金、職員数、人件費率を一覧にまとめたものである。第 6 期に、田中地区に小規模多機能型居宅介護事業所和光施設整備、第 7 期に通所介護事業からの事業転換による小規模多機能型居宅介護事業所・住宅型有料老人ホームともがきの建物改修と 3 期連続で箱物中心による施設整備を行ってきた。その間の総事業費は 1,657 百万円、補助金額 668 百万円、借入金 700 百万円、自己資金として 289 百万円を費やしている。第 5 期計画スタートの前年度の平成 23 年度を基準として、補助事業実施による効果を各種決算値で比較（令和 2 年度数値は期の途中のため、年度当初予算額にて算出）すると、事業活動収入額の増減額合計は 222 百万円増加、人件費は 60 百万円増加、事業活動資金収支差額は 49 百万円増加、職員数は 33.0 人減少で、人件費増加を上回る増収と益金確保及び職員数の減少により一時的に膨れ上がった人件費（平成 28 年度人件費率 67.53%）の削減が図られている。第 5 期特養ところについては、5 期スタート初年度の平成 24 年 11 月事業開始により、翌 25 年度～27 年度までは収入額、事業活動資金収支差額が増加する一方で、人件費も 29 年度まで大幅に増加している。第 6 期の 28 年 10 月の小多機和光の施設整備により、収入額が増加、30 年度から着手した法人機構改革、給与制度改正、退職職員増加により 30 年度から人件費の高騰に歯止めがかかる。同時に訪問入浴事業廃止、デイ事業一本にしたともがきの事業衰退より 30 年度より収入は減少し、令和 2 年度の小多機、住宅型有老への事業転換により収益面の改善を図るものである。

障がい部門は、介護部門同様に、障がい第 4 期平成 25 年 4 月に旧ちいさがたの家あと利用として宿泊型自立訓練事業をメインとしたナナーラ建物改修を行い事業を開始し、平成 23 年度を基準にした場合、24 年度～29 年度増加額累計で 63 百万円の収入増加となった一方で、21.1 人の職員増加、人件費増加額累計は 87 百万円で収入増加額を 24 百万円上回り、結果として事業活動資金収支差額は 63 百万円減益を示し、数字のみで見た事業効果は見られない結果となっている。平成 30 年度より管理責任者の交代、令和 2 年度よりナナーラ事業のさんらいずホールへの一本化等事業整理に着手し、令和 2 年度終了時点で、収入額増減累計▲29 百万円、人件費増減累計増加 59 百万円、事業活動資金収支差額増減累計 119 百万円減益からのスタートとなる。

以上の結果を踏まえた第 8 期の事業展望としては、県のプランメニューが示す通り、量より質が重要とされていることを鑑みて、第 9 期（令和 6 年度～）以降に地域に必要とされるサービス提供が出来る体制を整えるために必要な人＝質の向上＝職員レベルの向上、人材確保のための準備の期間として 3 年間で位置付ける。以上より、介護部門としては現在も取り組んでいる「人」の部分を重点とした事業運営を行っていく。障がい部門では、事業分散により管理が十分に行き届かないという課題に対し、事業整理（ナナーラのショート事業、生活介護事業のさんらいずホールへの移行）を進め、サービスの質の向上を目指すものとする。

## ○ 障がい部門事業の整理及び今後の取り組み

障がい部門事業については、年度当初予算編成の段階から厳しい経営を強いられることが予想され、予算数値でもナナーラ事業で事業活動資金収支差額▲35 百万円、部門全体の当期資金収支差額▲39 百万円と共に赤字計上を余儀なくされている。特に旧ちいさがたの家建物改修により平成 25 年 4 月から事業を開始した宿泊型自立訓練事業、短期入所事業、生活介護事業は、事業開始当初から目先の増収を追う事だけに終始し、結果として事業規模、事業内容に対して職員レベルが追い付かない又、広大な建物規模を持て余




し、利用者に十分目の行き届かないサービス提供体制の中で、業務に疲弊した多数の職員の退職により、利用者受け入れが困難となった宿泊型自立訓練事業は休止せざるを得ない状況となり、令和2年度より事業休止となっている。残された短期入所事業、生活介護事業のテコ入れとして、年度当初、法人として、職員レベルの向上を目指した介護部門からの職員投入や毎週の事業運営会議への本部職員出席等改善策を講じてきたが、法人機構改革以前の旧体制下でのナナラ事業開始から7年間の空白期間における職員レベルの低下、事業運営力の衰退は予想以上であり、現状のままでのナナラ事業の継続は他の障がい部門事業及び法人全体の事業運営にも影響を及ぼすことが危惧される状況にある。同時に、ナナラ建物を取り巻く環境面で、一昨年の台風19号による近隣河川決壊の修復工事が未完であること、昨年7月の豪雨被害により、築後35年を経過し、劣化した建物の雨漏り発生等、利用者の安全確保の観点からもこれ以上の事業継続は困難であると判断し、令和3年3月31日をもって短期入所事業を休止、生活介護事業は、身体介護、機能維持向上を目的とする利用者をさんらいずホールへ、おやつ工房を主とした軽作業や創作活動を目的とする利用者をくららへ移行し、ナナラ建物内事業はおやつ工房を主とした日中の作業場とする。短期入所事業休止の代替えとして、自立生活体験事業をグループホームやわらぎへ移すこと、共生型短期入所事業（介護保険サービス指定事業所における障害者利用指定）として、令和3年4月1日より、特養こころ、フォーレストそれぞれのショート事業への共生型短期入所事業の指定事業を開始することで、障がい部門全体の事業の立て直しを図る予定である。生活介護事業所移行にかかる取組として、プロジェクトを編成（構成員：茅野常務理事、佐々木法人事務局長、松本障がい部門長、峯村リーダー、前田リーダー、岩下支援員、小林施設運営・人材育成アドバイザー（リモート参加））し、毎週1回のプロジェクト会議で利用者の移行事業所選定、職員体制構築等を図った。

尚、令和3年1月のナナラ生活介護事業サービス利用者の新型コロナウイルス感染者発生により、4月からの事業再編の前倒しとして、ショート利用者のグループホームへの移行を行い、ナナラ建物内事業はおやつ工房事業と、新型コロナウイルス感染予防対策として密を避けた利用者支援を可能とする環境整備を整え、生活介護事業は3月まではナナラでの事業継続を行った。

## ○ 職員福利厚生に向けた取り組み

- ・職員医療保障保険（団体型）の加入（平成27年10月1日～）
  - 保険会社   メットライフ生命保険㈱（代理店：麻布エージェンシーオフィス）  
（こころ建設時の火災保険加入代理店）
  - 保険種類   新医療保障保険（団体）
  - 保険内容   入院   日額3,000円（期間 1日～60日）  
手術特約（程度に応じ給付日額の10.20.40倍）
  - 保険料   1人当月額平均1,000円   法人全体概算月額掛金 280千円～300千円  
保険料全額法人負担
  - 保険金   受取人～職員（職員個々の万一の備えの補完となる）
  - 加入対象   全職員（既往症等の理由により個別告知となった職員については同程度の保障内容による個別保険に加入）
  - 配当金   令和1年10月1日～令和2年9月30日実績



240,874 円

○保険金給付状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日 期間中実績

15名に対し入院給付金：315千円・手術給付：630千円給付。